

一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会災害対策規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会（以下、「本会」という。）が、自然災害や感染症の蔓延などの災害に対し、組織的な対応を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(災害対策本部の設置)

第2条 本会会長は、地震（県内で震度5強以上）、洪水、豪雨、暴風、竜巻、豪雪その他の異常な自然現象又は火災、停電若しくは感染症の蔓延その他これらに類する原因により、本会の会員施設・事業所（以下、「会員施設等」という。）において通常の運営が困難な状況に陥る程度の災害が発生したとき又は発生の恐れがあるときは、災害対策本部を設置する。

(災害対策本部の組織)

第3条 災害対策本部に、次の各号に掲げる者を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

(1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。） 本会会長

(2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。） 本会副会長（危機管理対策検討委員会担当）

(3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。） 本会副会長（危機管理対策検討委員会担当副会長を除く）、危機管理対策検討委員会委員長、事務局長

(4) 災害対策副本部員（以下「副本部員」という。） 事務局員

2 災害対策本部は本会事務局に置く。ただし、災害の種別や被災状況等により、本部長が別に指示したときはこの限りでない。

(災害対策本部会議)

第4条 本会が行う災害応急対策等を検討するため、災害対策本部に災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

3 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、本部長の職務を代理する。

5 本部長が必要と認める場合には、本部会議にエリア長ほか関係者の出席を求めることができる。

-

(災害対策本部の業務)

第5条 災害対策本部は、第6条に定める各災害対策圏域から情報を収集し、会員施設等の被災状況を把握する。

2 災害対策本部は、埼玉県に会員施設等の被災状況等を報告するとともに、行政機関及び関係団体と情報交換を行う。

3 災害対策本部は、会員施設等から第9条第2項に基づく応援要請があった場合又は被災地域の状況から支援の必要があると認められる場合、本部会議において次の各号に掲げる事項について協議の上、支援内容を決定する。

(1) 被災した会員施設等の利用者、被災地域の在宅要介護者等の一時的受け入れのための施設の提供

(2) 食料、飲料水等の生活必需品、衣類、おむつ等の生活用品、ベッド、車いすなどの備品などの供給

(3) 施設職員等の必要な職員の派遣

(4) 施設等の応急復旧などに必要な資機材の提供

(5) 援護及び救助活動に必要な車両の提供

(6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(災害対策圏域の設置)

第6条 災害対策業務を効果的に実施するため、本会「圏域設置運営規程」第2条に定める圏域区分ごとに災害対策圏域を設置する。

2 災害対策圏域は、第7条第1項(2)に定める災害対策圏域長又は災害対策圏域長代理の属する事業所に置く。ただし、災害の種別や被災状況等により、本部長の承認を得て、他の事業所に置くことができる。

3 災害対策圏域に市町村単位又は複数の市町村単位で区分した班を置く。

4 災害対策本部と災害対策圏域との円滑かつ迅速な連絡調整を図るため、各災害対策圏域を次の4つの災害対策エリアに分類する。

(1) A災害対策エリア(南部、さいたま圏域、県央)

(2) B災害対策エリア(南西部、川越比企、西部)

(3) C災害対策エリア(東部、利根)

(4) D 災害対策エリア (北部、秩父)

(災害対策圏域の組織)

第7条 災害対策エリア及び災害対策圏域ごとに、次の各号に掲げる者を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

(1) 災害対策エリア長 「圏域設置運営規程」第3条に定める圏域長又は本会の理事の中から、本部長が指名する者

(2) 災害対策圏域長 「圏域設置運営規程」第3条に定める圏域長。但し、圏域長は、自らが災害対策エリア長に指名された場合等、特段の事情があるときは、本部長の承認を得て、災害対策圏域長に代えて災害対策圏域長代理を置くことができる。

(3) 班長 災害対策圏域長又は災害対策圏域長代理が指名する者

(災害対策圏域の業務)

第8条 災害対策圏域の班長は、災害対策本部が設置された場合には、班内の会員施設等の被害状況を収集し、災害対策圏域長又は災害対策圏域長代理に速やかに報告しなければならない。また、第9条第2項に基づく支援要請があったときも同様とする。

2 災害対策圏域長又は災害対策圏域長代理は、班長から前項の報告を受けたときは、速やかに災害対策エリア長に報告しなければならない。

3 災害対策エリア長は、災害対策圏域長又は災害対策圏域長代理から前項の報告を受けたときは、速やかに災害対策本部に報告しなければならない。

4 本会会長があらかじめ指定した情報通信技術を用いる場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、災害対策エリア長及び災害対策本部に対し、同時に報告することができる。

5 災害対策圏域の班長は、災害対策圏域長又は災害対策圏域長代理に事故があった場合、その業務を代理する。班長が複数名いるとき、その代理の順序はあらかじめ災害対策圏域長又は災害対策圏域長代理が定めることとする。

(会員施設等)

第9条 会員施設等は、災害対策本部が設置された場合には、被害の有無にかかわらず施設の状況を速やかに災害対策圏域の班長に報告するものとする。班長への報告が困難な場合は、災害対策圏域長又は災害対策圏域長代理に報告するものとする。

2 被災により人的及び物的支援を必要とする会員施設等は、災害対策圏域の班長に応援

を要請するものとする。班長への要請が困難な場合は、災害対策圏域長又は災害対策圏域長代理に要請するものとする。

(被災した会員施設等への応援に関する規定の委任)

第10条 前条第2項による被災した会員施設等への応援に関する事項については、第5条第3項に定めるもののほか、「会員施設等災害時相互応援規程」により別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

1 本規程は、令和2年11月10日から施行する。

附則

1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

1 本規程は、令和7年4月1日から施行する。

[災害対策組織図]

災害対策本部	
本部長：	本会会長
副本部長：	本会副会長（危機管理対策検討委員会担当）
本部長：	危機管理対策検討委員長
	本会副会長（危機管理対策検討委員会担当副会長を除く）
	本会事務局長



災害対策圏域			
A 災害対策エリア	1	南部災害対策圏域	災害対策圏域長（代理）
		（川口市、戸田市、蕨市）	班長
	2	さいたま災害対策圏域	災害対策圏域長（代理）
（さいたま市）		班長	
災害対策エリア長	3	県央災害対策圏域	災害対策圏域長（代理）
（上尾市、鴻巣市、北本市、桶川市、伊奈町）		班長	
B 災害対策エリア	4	南西部災害対策圏域	災害対策圏域長（代理）
		1 班（新座市、朝霞市、志木市、和光市）	1 班班長
		2 班（ふじみ野市、富士見市、三芳町）	2 班班長
	5	川越比企災害対策圏域	災害対策圏域長（代理）
		1 班（川越市）	1 班班長
		2 班（坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町）	2 班班長
		3 班（東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、ときがわ町、吉見町、東秩父村）	3 班班長
	6	西部災害対策圏域	災害対策圏域長（代理）
		1 班（所沢市、狭山市、入間市）	1 班班長
	2 班（飯能市、日高市）	2 班班長	
C 災害対策エリア	7	東部災害対策圏域	災害対策圏域長（代理）
		1 班（越谷市、草加市、八潮市、三郷市）	1 班班長
		2 班（春日部市、吉川市、松伏町）	2 班班長
	8	利根災害対策圏域	災害対策圏域長（代理）
		1 班（久喜市、白岡市、幸手市、蓮田市、宮代町、杉戸町）	1 班班長
2 班（行田市、羽生市、加須市）	2 班班長		
D 災害対策エリア	9	北部災害対策圏域	災害対策圏域長（代理）
		1 班（熊谷市、深谷市、寄居町）	1 班班長
		2 班（本庄市、美里町、神川町、上里町）	2 班班長
	災害対策エリア長	10	秩父災害対策圏域
（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町）	班長		

(参考様式2)

令和 年 月 日

被害状況等報告書

() 災害対策圏域長

班 長 様

施設長

被災施設名		
記入者	職名/氏名	
災害発生日時		令和 年 月 日 () 午前・ 午後 時 分
災害の種別		<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 水害 <input type="checkbox"/> 風害 <input type="checkbox"/> その他 ()
物的被害状況	建物設備	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 具体的状況
	ライフライン	使用できないもの <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> お湯 <input type="checkbox"/> ボイラー <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX その他
	その他	自動車の乗り入れ <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない
人的被害状況	利用者	けが等の被災者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		避難の状況
	職員	けが等の被災者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		避難の状況
	地域住民	けが等の被災者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		避難の状況 (全体の人数等)
備考		

